

中核機関の役割Ⅳ

モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

研修のねらい

- 制度利用後の、本人の状況把握や支援体制の整備
- 成年後見実務を理解した上での後見人等への支援
- 現在の類型や権限付与の再検討も含めたモニタリング
- モニタリングやバックアップ体制の工夫

基本計画に示された7つの場面（次スライドの場面1～7）

※「成年後見制度利用促進基本計画」p.3

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、**地域における課題を整理**して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

場面1：利用者・関係者への制度紹介・情報提供

➔ 「まず、知っていただくことが重要」

場面2：早期の段階からの権利擁護支援の検討開始

➔ 「権利擁護支援」の必要な人の発見

場面3：成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め

（利用者の意思決定支援と、成年後見等実施機関による検討）

➔ 多機関参加によるニーズの精査と支援の方向性の検討

場面4：本人・親族申立の支援及び市区町村長申立を適切に行える体制の整備

➔ 顕在化させたニーズに対応できる体制整備を

場面5：後見等開始に向けた本格調整及び申立ての実施

➔ 確実な後見等の開始

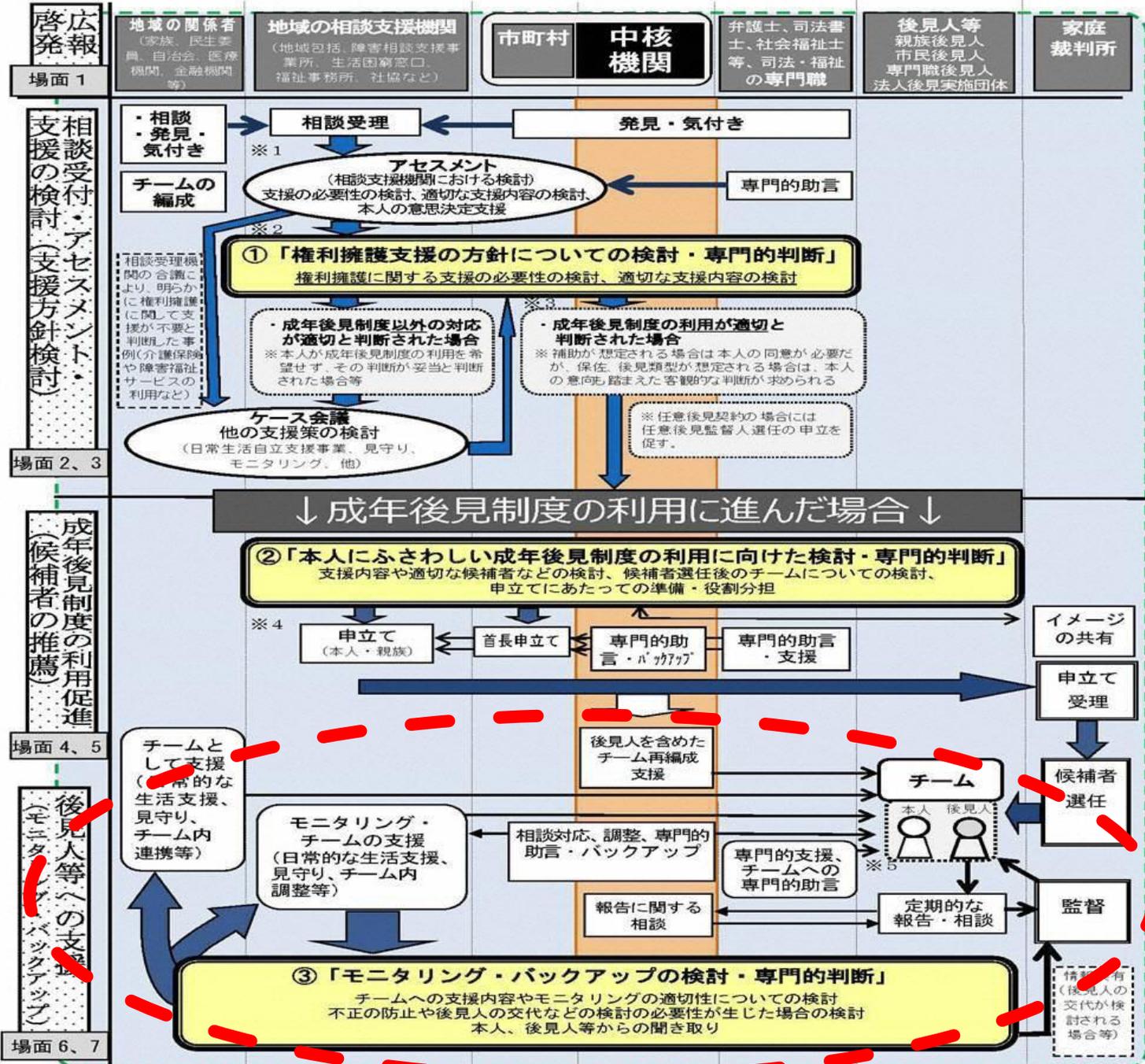
場面6：後見等開始後の継続的な支援

➔ 後見開始後の適切なケア（特に、本人・親族・市民後見人）

場面7：後見等の不正防止

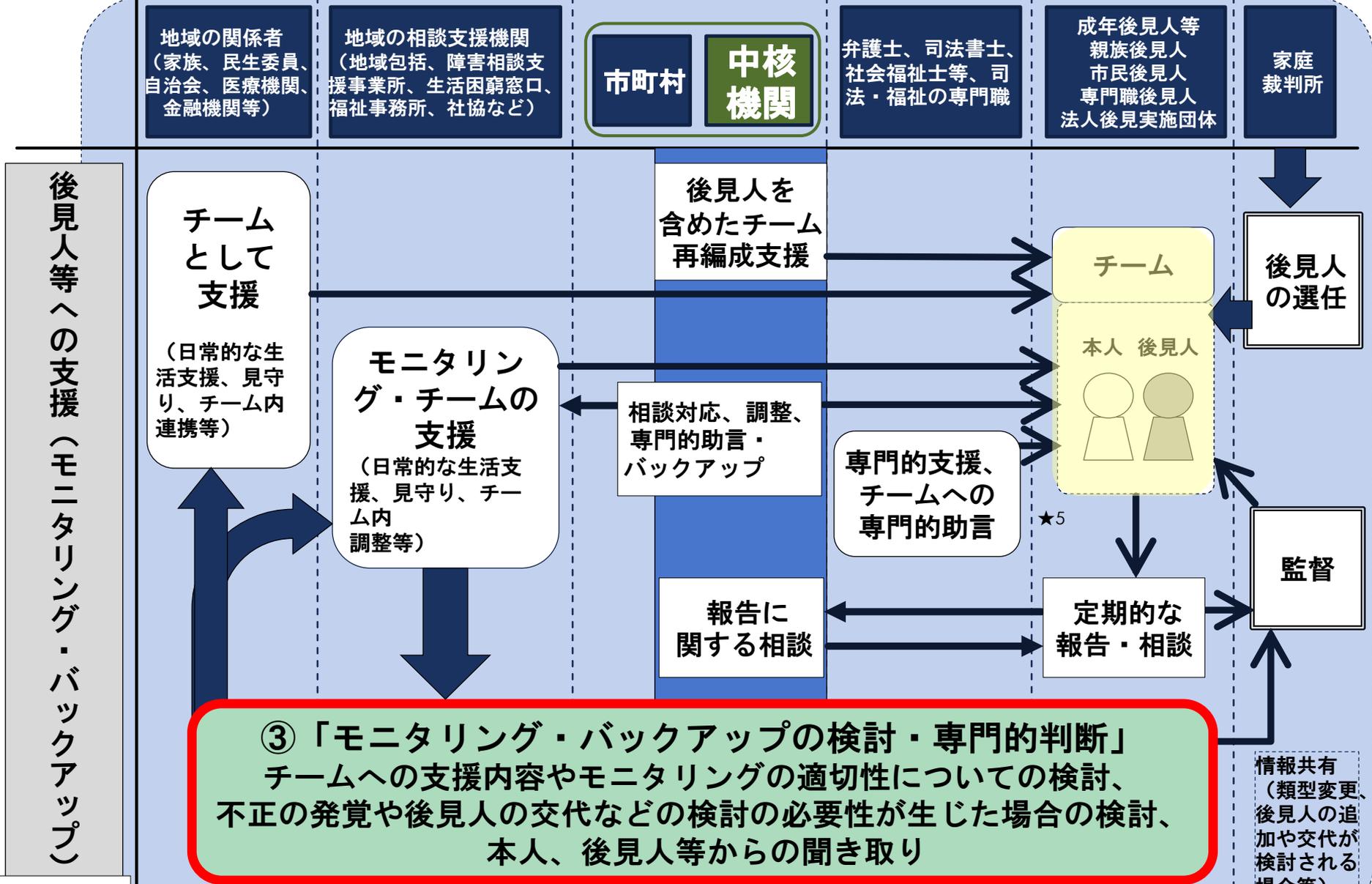
➔ 各機関が参加しての早期発見・対応

図 II-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）



後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されていな
い場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない



本人の判断能力が回復しない限り、後見等
が継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形成
されていないという情報が、家裁にきちんと伝
わらない
後見人等に不正な行為等の任務に適しない
事由がない限り、後見人等が解任されない

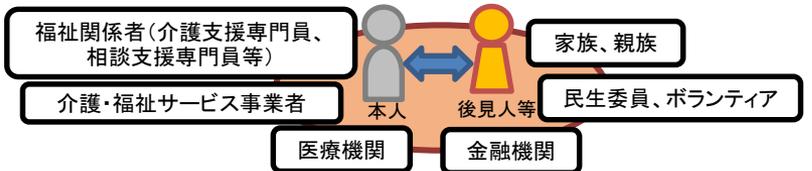
メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない
後見活動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」に
よる対応

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されていな
い場合

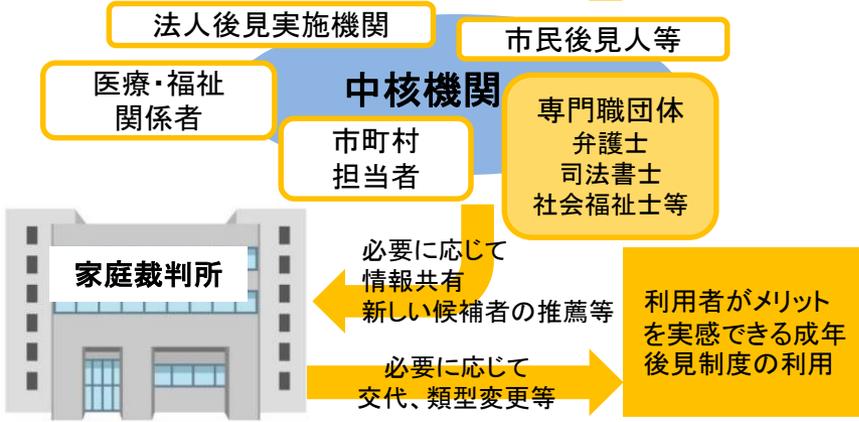
他の支援体制への切替
えが望ましいと考えられ
る場合



支援
地域の相談機関による
モニタリング・チームへの支援

相談 助言

必要に応じ支援
チーム支援やモニタリングの適切性の検討
不正可能性や後見人等の交代についての検討



演習で用いるワークシートについて

- それぞれの段階における思考プロセスのあり方を、一目で見てわかる項目案として、用紙一枚にまとめて提示しようと試みた演習用のワークシートです
- 実際に使用することを目的として提供する書式、帳票として提示しているものではありません
- 演習用であるため、記入欄は小さく、実際の業務で使用していただくのであれば、記入欄を広げたり、選択式にする欄を設けるなど、改良が必要になると思われます

ワーク1 後見実務の理解とモニタリング視点

演習目的

- 後見人等が関わる事により、本人・支援者や家族の変化に注目する視点が持てる
- 支援計画の変化、意思決定支援が適切に行われているかを確認する視点が持てる
- 現在の類型や権限付与の内容が、本人の状況に適しているかを判断する視点が持てる

(振り返り) 事例概要

- **演習事例のこれまでの経過をふりかえります**

個人ワークの進め方

個人ワーク（10分）

- 中核機関の役割Ⅱ「権利擁護支援の方針についての検討、専門的判断」で使用した「谷久子さん事例」一年後の情報を用いて、演習シートの項目（後見実務の現状と課題まで）を記入してください。
- 後見実務の現状を項目ごとに確認し、後見人就任後の課題の変化や、新たに顕在化した課題について、付箋を使って（1項目につき1枚を使用）書き出してください。

グループワークの進め方

グループワーク（30分）

- 個人ワークで検討した内容を共有し、以下の事柄について、グループ毎の結論を出します。個人ワークの付箋や模造紙、マーカー等を活用し発表できるようにまとめてください。
- 結論の根拠や検討経過なども記載してください。
 - ① 類型や権限の見直し、交代の必要性について
 - ② 中核機関として必要と思われる対応について
 - ③ 今後の支援の継続等について
- いくつかのグループから発表をお願いします

事例：その後について (後見人就任後1年経過)

- 申立後、推薦した候補者が二人とも選任され、市民と弁護士の複数保佐での支援が開始された。
- 専門職の保佐人は、悪質業者から50万円を回収することができた。また、保佐人が選任されたことから、その後は訪問販売業者の訪問は無くなった。
- 市民保佐人も、中核機関の支援を受けて、疑問があれば助言をもらえることから安心して実務を継続できている。久子さんとの関係も良好で、良男さんからも感謝されている。
- 良男さんは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を契約。しかし、友人から頼まれるといやといえずにお金を渡すこともある。また、障害相談支援事業所の勧めで、就労支援A型に通所を始めた。
- 本人の認知症が進み、自分で銀行に行くことができなくなった。介護度も要介護2から3へ変更になっている。

後見実務振り返りシート

① 関係機関からの相談の際に記入

モニタリングのため、下記欄記入なし

後見実務支援の相談者	相談者名 <input type="checkbox"/> 後見人等	I D
	連絡先	所属
相談概要	<input type="checkbox"/> 詳細別紙参照 主な相談内容	
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 3. 以前に相談 4. その他 ()	
相談者属性	地区：	所属属性：

成年後見人等のみならず、チームに加わっている関係機関からの相談の際に記入します。広報のあり方を評価するための項目を提示しています。

後見実務振り返りシート

③後見実務の現状と課題、類型や権限の見直し

後見実務の 現状と課題	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 身上保護 <input type="checkbox"/> チームの体制・支援 <input type="checkbox"/> 意思決定支援 <input type="checkbox"/> 本人との関係 <input type="checkbox"/> 支援関係者との関係 <input type="checkbox"/> 家裁への報告事務 ※左から順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
類型や権限の 見直し、交代 の必要性	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 必要あり その内容と必要性の根拠

後見実務を項目ごと聞き取ることを想定して作成していますが、実際は項目ごとに記入欄が必要とも考えられます。

類型や権限付与の見直しも重要なポイントになります。また、申立て時に気づかなかった、後見人に対する思いを表出することも考えられるので、申立て時の本人情報シートを確認することで、変化を確認できます。

後見人交代の検討の必要性の有無も確認が求められます。

ワーク解説

- 本人の状況＝本人情報シートを活用
- 後見人等が関わることで、本人と支援者や家族の関係改善につながることも（評価の視点）
- 支援計画の変化と意思決定支援
- 現在の類型や権限付与の内容（要不要の検討）

本人情報シートの活用

- 申立時の本人情報シートとの違いを確認する
 - 本人の心身状況の変化
 - 後見実務の課題の変化
 - 類型や権限の付与の見直し
 - 本人の後見人に対する思い
 - 後見人の交代の必要性の有無 などを確認し、
- 今後の後見事務の方針を本人、チームとともに共有し、検討する

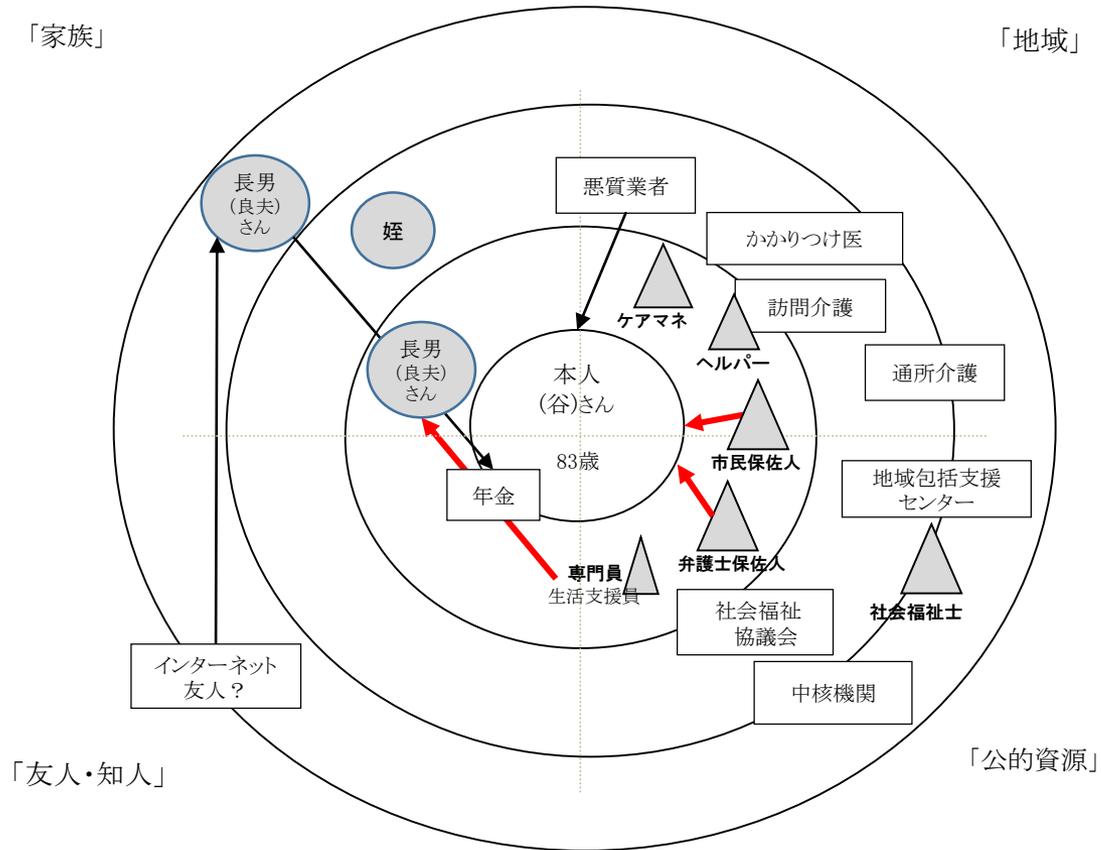
(「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」P35より)

専門職との関わりの視点から

- (1) 日常における相談・チーム協議から問題点・相談事項の把握
 - ⇒中核機関への相談・専門的アドバイス依頼（モニタリング窓口・担当者の明確化）
 - ⇒専門職相談・チーム協議への専門職の参加・専門職アドバイザー制度・地域連携ネットワークにおけるケース会議の実施
 - ①初動時・定期報告時・・・書類作成相談・支援
 - ②本人の状況把握・・・代理権の範囲の拡張・縮減、類型変更の専門的アドバイス
 - ③支援環境の変化・・・相続の発生（遺産分割・遺言）、虐待、支援者の不在・支援困難、入院、施設入所
 - ⇒専門的アドバイス（専門職への交代含）
- (2) 後見人連絡会等の実施
 - ・・・悩み事の解消。同じ環境の方がいることの安心感。
 - 専門職との距離が縮まる。

代理行為支援と、支援者や家族の役割分担及び本人との距離に関する分析例

マップには、人や社会資源だけではなく、
リソースとなるものを書入れることができます。



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

日本社会福祉士会
2018年度意思決定支援セミナーより
ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ

代理行為支援と、支援者や家族の役割分担及び本人との距離に関する分析例

役割分析

マップ上の人物、だれがどのような役割をしているのか。誰にどのような役割を担ってもらえるのか分析します。

必要な支援 (意思決定支援)	誰が (マップ上の存在)	引き受けている・期待されている役割
<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全な日常生活の継続 ・成年後見制度の利用 	介護支援専門員 ・ケアマネ	ケアプランの作成・ニーズアセスメント →自己評価のサポート
	地域包括支援センター ・社会福祉士	権利擁護相談・成年後見申し立て支援 →情報サポート、道具的サポート
	社会福祉協議会 ・専門員	長男に対する日常生活自立支援事業の提供
	訪問介護事業所 ・サービス提供員	訪問介護の提供
	・姪	身内・身元保証人、申立て人

成年後見人等選任後の 中核機関としての役割イメージ

- ①新しい「チーム」メンバーを招集して会議開催・支援
 - ・選任された後見人を「チーム」に紹介して、新しい「チーム」を再編する
 - ・申立て時に顕在化している課題をチームメンバーで共有する
 - ・モニタリングについて「通常チームのモニタリング」か「中核機関が招集するモニタリング」か、もしくは「両方で行う」のかを確認をする
- ②新しいエピソードが起こった際のモニタリング会議の開催・支援
- ③本人や支援者、成年後見人等から相談があった際の、モニタリング会議の開催・支援
- ④本人や支援者、成年後見人等から相談があった際に支援（バックアップ）を行う
- ⑤専門的な分野からの支援が受けられるように、地域の専門職や専門機関、団体等の社会資源を事前に把握する
- ⑥バックアップ体制ができる事で広報啓発活動につながることを意識して行う

ワーク2 モニタリング・バックアップ体制づくり

演習目的

- 成年後見人等選任後に、中核機関へ寄せられる相談のイメージが持てる
- 成年後見人等が選任後の、中核機関としての役割イメージが持てる
- 成年後見人等（親族、市民、専門職、法人）に対して必要と思われるバックアップ体制を整備するためのヒントを持ち帰る

ワークの進め方

①個人ワーク（10分）

成年後見制度利用後を想定し、「自分の地域だと中核機関にどのような相談が入るか」をイメージして2つの項目を選び、選んだ項目に対して「地域の現状」と「どのような対応を取れそうか」を記入する

②グループワーク（25分）

個人ワークで検討した内容について、グループ内で意見交換を行う

・グループワークの後、いくつかのグループから発表をお願いします

中核機関に寄せられると考えられる項目

誰から	どのような
本人	「後見人を替えてほしい」といわれたら
本人	「一人でもできることが増えてきたのに、後見人にすべてを管理されていて困る」といわれたら
介護支援専門員	「担当者会議に後見人が参加してくれないが、どうしたらよいか」と聞かれたら
サービス提供事業所	「1週間近く後見人と連絡がとれずに困っている」と相談されたら
親族後見人	「家庭裁判所から送られてきた書類の提出期限が迫っているけれど、どうしていいかわからない」と相談されたら
市民後見人	「お金があまりない人で、通院介助してあげたい。どこまでやっていますか？」と相談されたら
専門職後見人	「本人から毎日のように電話がかかってきて困っている」といわれたら

ワーク解説

- 後見事務をイメージしたモニタリング・バックアップ体制づくりの工夫
- 本人側からの見直しが必要なケースの判断（本人の能力の回復・悪化による類型や付与された権限の見直し、状況の変化による支援の変化、後見人等の状況の変化、後見人等や支援関係者との関係性の変化等）
- 支援者側からの見直しが必要なケースの判断（権利侵害、親族不在、支援困難ケース 等）
- 裁判所、後見監督人と、中核機関との役割の違い

今後の体制づくりを考えるヒントを探す

私の地域では、どのような対応を行っていきそうか

①私の地域の現状

②中核機関の役割として、どのような対応を行っていきそうか

③どの機関や団体、専門職と協力できると良いか



中核機関の職員だけで考えるのではなく、地域連携ネットワーク等のつながりを活用して検討、体制づくりをすることが大切です。

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
本人	「後見人を替えてほしい」といわれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が交代することで本人にとってどんな利益(メリット)があるか、本人の意思決定支援を意識したチームによるミーティングをもってみる ・後見人からも状況を確認してどんな事実に基づくことなのかを把握する(「替えてほしい」が本当の希望ではないこともある) ・後見人を複数選任したり、交代することは現実に実施されていることを理解しておく
本人	「一人でもできることが増えてきたのに、後見人にすべてを管理されていて困る」といわれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none"> ・申立時からの本人の能力や力の変化が生じていることが考えられる ・本人とともにチームで後見実務の見直しや、権限行使の状況を再検討する(類型見直しも)

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
介護支援専門員	「担当者会議に後見人が参加してくれないが、どうしたらよいか」と聞かれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪意思決定支援研究会が作成している「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」などを参考にし、後見人に担当者会議への出席を求める ・選任後の本人とチームとの顔合わせのときから、具体的に、担当者会議のイメージや頻度を伝え、参加を予定してもらう
サービス提供事業所	「1週間近く後見人と連絡がとれずに困っている」と相談されたら
POINT	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の場合は所属している職能団体へ相談する（職能団体は、受任者に対する何らかの指導助言機能をもっている） ・家庭裁判所に報告する（家庭裁判所から必要に応じて直接連絡したり、状況に応じて監督機能を活用し、調査が入ることもある）

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
親族後見人	「家庭裁判所から送られてきた書類の提出期限が迫っているけれど、どうしていいかわからない」と相談されたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・どこに困っているかを聞き取り、支援で可能であれば対応する・後見人としての事務ができない状況だったり、後見人を継続することに負担感がある場合は、家庭裁判所とも連携し、後見人の交代等の対応を検討する
市民後見人	「お金があまりない人で、通院介助してあげたい。どこまでやっていいですか？」と相談されたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・チームとしての支援体制の見直しの検討を促す・事実行為に伴う後見人のリスクについて助言する
専門職後見人	「本人から毎日のように電話がかかってきて困っている」といわれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・チームが機能していない可能性が高いため、支援体制について検討し、役割分担を再確認する 様々な方法があることをチームに助言する

後見人から、例えばこんな相談を受けたら・・・

- ① 介護用ベッドが30万円するが、購入して良いか？
- ② 本人が「年末恒例の庭の植木の剪定をして欲しい」と言っている。10万円使ってよいか？
- ③ 本人の孫が大学に進学するにあたり、お祝い金を20万円使って良いか？元氣な頃に、他の孫に20万のお祝い金をあげている。
- ④ 本人は旅行が趣味である。旅行に連れて行ってあげたいが、同行する私の旅行代金も、本人の財産から支払ってよいか？
- ⑤ 本人が有料老人ホームに入りたいと言っている。自宅を売却した代金を費用に充てようと思っているが、自宅を売却してよいか？



財産の活用 → 原則として後見人が支出の必要性と相当性を判断する必要かつ相当な支出は、後見人の裁量の範囲内。

①～④は、本人の意思、心身の状況、生活の状況、支援の状況や財産の総額を踏まえつつ、最終的には、後見人が支出の必要性と相当性を判断することになる。

※家庭裁判所の許可を要する事項

⑤は、居住用不動産の処分にあたるため、家庭裁判所の許可が必要

中核
関に
おけ
る
対
応

中核機関は、意思決定支援を踏まえた後見事務となるよう、ガイドライン(現在、作成中)を基に、個々の状況を踏まえ、チームの支援を行う

※ 後見人の裁量の範囲内か、範囲外か迷う場合

→ 家庭裁判所や専門職を入れた事例検討で相談の上、組織対応を行う。

善管注意義務違反、身上配慮義務違反、利益相反行為にあたるおそれがあると考える場合

バックアップ体制の必要性

- 後見人支援の必要性

- ① 後見制度は万能ではなく、後見人が選任されただけでは解決しない問題も多数存在する
- ② 後見人が現実の介護を行う立場ではないので、選任後も以前と同様のチーム支援が必要である
- ③ 不祥事防止の視点からも、後見人以外の支援者が関わることも大切

- チーム支援が円滑に行われるように、中核機関が後見人等とチームの顔合わせをバックアップする

何をモニタリングするのか

- 成年後見制度利用事例に対して行うモニタリングは、通常、地域連携ネットワークの「チーム」単位で行う
- 新しいエピソード（環境、本人状態の変化、事故等）や、制度導入に際して懸念のあった課題（虐待、支援困難等）の解決を行うため、中核機関が主導しその都度必要なメンバーを追加してモニタリング、バックアップ支援を行う

何をモニタリングするのか

- モニタリング・バックアップ支援の体制が地域で整備されることが、広報・啓発活動につながる
- 成年後見制度は、一度決まってしまうとそれで終わり、ではないこと、定期的に見直しがされ、本人の状態や必要性に応じた活用となること
- モニタリングが、ニーズキャッチにもつながり、利用者本人が置き去りにならない支援方針の検討へもつながる

モニタリング・バックアップのための工夫

- 見直しが必要なケースの判断を申立て時に検討
- 本人の状態把握のための本人情報シートの活用
- 専門職との連携やモニタリングへの専門職の関与
- 定期的な連絡会や勉強会の開催

専門職団体の取組例（リーガルサポート）

1. 「執務基準」「後見人の行動指針」による全国50支部の執務指導
2. 名簿登載・・・研修単位取得による名簿登載・更新研修単位取得による名簿更新（2年）
3. 報告による監督・・・①年2回の報告による「財産管理」「身上保護」の確認
②未報告者・報告遅滞者等には特定原本確認
4. 苦情対応の強化・・・個人・行政等からの苦情等に支部毎に面談対応等を実施＝後見人等の交代等（家庭裁判所との連携）
 - （1）利害関係人等個人からの苦情⇒「業務管理委員会」等が対応
 - （2）行政等からの苦情⇒「地区・ブロック制度」または「業務管理委員会」等が対応
 - （3）家庭裁判所との連携（月1回の協議会時、電話ホットラインの緊急連絡）支部全体で対応（「業務管理委員会」「地区・ブロック制度」「執務管理委員会」等）
5. 会員支援・・・病気・怪我等で業務に支障が出ている会員の支援・交代を事前に行う。
6. 損害賠償責任保険に強制加入と同時に不正流用の場合に一定額をLSが保険代替金制度により支弁

専門職団体の取組例（社会福祉士会）

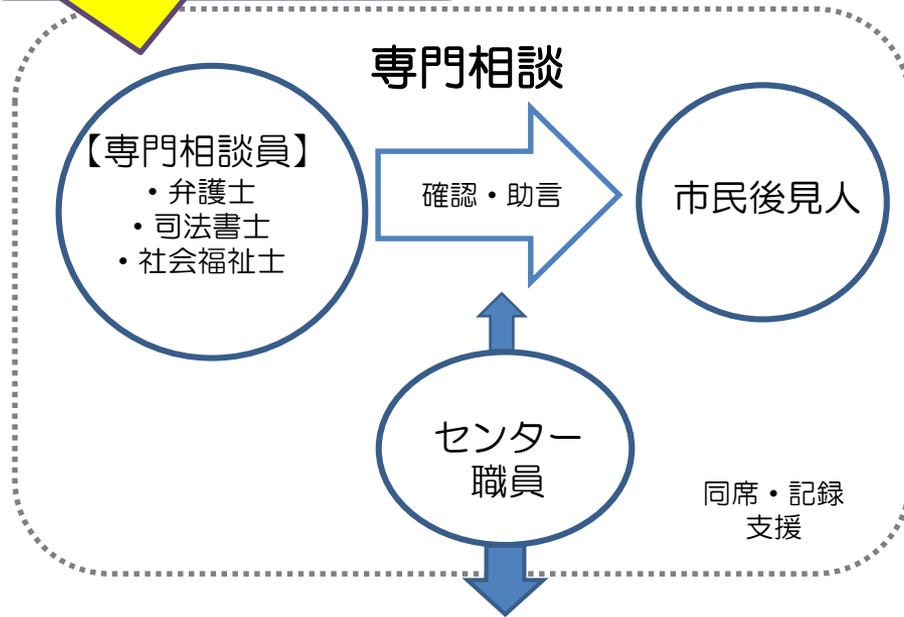
全都道府県に「ぱあとなあ」を設置

- ① 後見人養成研修
- ② 名簿登録を毎年更新し、管轄の家裁へ候補者名簿として提出
- ③ 年に1回以上、活動報告書を確認し指導助言
（外部委員の業務監査委員会を設置することを推奨）
- ④ 損害賠償責任保険に強制加入
- ⑤ 会員面談を定期的に実施し、不祥事や不適切な実務にならないよう、予防

専門相談等による市民後見人の支援を実施している例 (大阪市社協・大阪市成年後見支援センター)

センターが専門職を雇い上げることで(週2回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先)

※親族後見人相談会の開催等により、親族後見人等に対する支援も実施

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

後見人の相互交流等の取組を実施している例 (三重県伊賀地域(伊賀市・名張市)福祉後見サポートセンター)

「後見人のつどい」

- 平成20年より、年2回開催。1回につき、20名程度が参加
- 親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加
- 助言者として、法律職(弁護士)、福祉職(社会福祉士)(いずれも伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員)、家裁書記官(オブザーバー)が参加し、より専門的な内容にも対応
- 後見事務に関して助言を受けることのほか、参加者の相互交流により、「ひとりではない。仲間がいる」ことを感じ、孤独と不安が少しでも軽くなることを主旨とする
- 「つどい」における話題の例(親族後見人等の発言から)

- ・役所の窓口で手続きをしようと思ったら、後見人である証明が必要と言われたが、どうしたらいいか(登記事項証明書のことを知らなかった)
- ・(高齢等の理由で)自分が後見人を続けられなくなったら、どうしよう
- ・裁判所に提出する書類が煩雑でわかりにくい
- ・裁判所からは、認知症になっても本人の意思は尊重してほしい等と言われたが、正直、どこまで気持ちを考えないといけないのかと悩んだこともある

親族後見人への継続的支援を実施している例 (町田市社協・福祉サポートまちだ)

選任前

- ・ 制度のことを知りたい
- ・ 制度を利用すべきか悩んでいる
- ・ 金融機関や病院等から制度の利用を勧められた
- ・ 申立書類の書き方、必要書類の取り寄せ方が分からない

選任後

- ・ 家裁に相談する前に、専門家からアドバイスを受けたい
- ・ 後見業務について確認したい
- ・ 家裁に提出する書類のチェックをしてほしい
- ・ 後見業務について、誰に相談すればよいか分からない

親族後見人

選任前後を通じた継続的な支援

- 個別相談や親族後見人相談会・連絡会による相談・連絡対応
- 連絡先等を教えていただき、関係が途切れないように工夫(任意)
 - ・ 定期的なアンケートの実施(申立てを行ったか、継続した支援を希望するか等)
 - ・ 定期的に情報提供や相談が受けられるよう、チラシ等による継続した案内